

個人別明細書の記入例

※ 個人別明細書は各事業所でご用意ください
(町ホームページからダウンロードできるほか、税務署・役場税務課などの窓口でも配付しています)

給与支払報告書（個人別明細書）

支払いを受け る者	※ 種別												※ 整理番号			※													
	(受給者番号) 個人番号 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0												役職名 氏名 (フリガナ) オイラセ タロウ																
住所	1 青森県上北郡おいらせ町上明堂60-6												氏名 3 おいらせ 太郎																
	種別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額																				
給与・賞与	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円														
	6	000	000	4	360	000	3	340	000			0																	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)		控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		対象となる扶養親族がいる場合、人数を記入してください。																
老人	5	特定	老人	その他	7	特別	その他																						
有従有	4	380	000	1	人	従人	人	従人	人	従人	人	内	人	人	8														
特定扶養親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額																									
2	6 30 000	8 50 000	1 20 000	9 30 000	1	5 6 000																							
(摘要)	13	(1)おいらせ 夏子(年少扶養親族)												1															
	14	前職 おいらせフーズ 給与3,000,000円 社保325,000円 源泉90,000円 普通徴収 D																											
生命保険料の金額の内訳	9 新生命保険料の金額	150,000 円	旧生命保険料の金額	100,000 円	介護医療保険料の金額	50,000 円	新個人年金の金額	100,000 円	旧個人年金の金額																				
1 住金控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用額	1	居住開始年月日(1回目)	28 年 4 月 10 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年未残高(1回目)	20,000,000 円																					
(源泉・特別)控除対象配偶者	住宅借入金等特別控除可能額	200,000 円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年未残高(2回目)																							
12	フリガナ	オイラセ ハナコ	区分	1	国民年金保険料等の金額	80,000 円	旧農業損害保険料の金額	20,000 円																					
	氏名	おいらせ花子	区分	860,000	基礎控除の額	480,000 円	所得金額調整控除額	0 円																					
控除対象扶養親族	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1	配偶者の合計所得	1	オイラセ ジロウ	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	13																					
1	フリガナ	オイラセ イチロウ	区分	2	オイラセ サブロウ	区分	16歳未満の扶養親族の個人番号	14																					
	氏名	おいらせ 一郎	区分	3	オイラセ サブロウ	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	13																				
2	フリガナ	オイラセ サブロウ	区分	4	オイラセ ゴロウ	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4	15																				
	氏名	おいらせ 二郎	区分	5	オイラセ ゴロウ	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5	13																				
3	フリガナ	オイラセ サブロウ	区分	6	オイラセ 三郎	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 6	16																				
	氏名	おいらせ 三郎	区分	7	オイラセ 五郎	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 7	17																				
4	フリガナ	オイラセ 五郎	区分	8	オイラセ ハルコ	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8	18																				
	氏名	おいらせ 春子	区分	9	オイラセ ハルコ	区分	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 9	19																				
未成年者	死亡退職	乙欄	本人が障害者 特別	寡婦	ひとり親	勤労学生	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	17 中途就・退職	1 受給者生年月日												
1							○		7	4	1	昭和	61	12	13														
19 支払者	個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(右詰で記載してください)																										
	住所(居所)又は所在地	青森県上北郡おいらせ町中下田135-2																											
	氏名又は名称	株式会社 おいらせ商事 (電話) 0178-56-2111																											

各扶養親族に該当する生年月日

特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ											
老人扶養	昭和31年1月1日以前生まれ											
その他扶養	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ 平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ											
16歳未満	平成22年1月2日以後生まれ											

- 令和8年1月1日現在住所を記入してください。退職者の1月1日現在住所が不明な場合は、退職時の住所を記入してください。
 - 個人番号を記入してください。
 - 住民登録されている氏名を正しく記入し、フリガナははつきりと正確に記入してください。
 - 控除対象配偶者を有している場合は○を記入してください。
 - 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて記入してください。
 - 対象となる扶養親族がいる場合、人数を記入してください。
 - 控除対象配偶者や扶養親族が障害者の場合、人数を記入してください。
 - 左記のうち非居住者の人がいる場合は人数を記入してください。
 - 生命保険料の控除額を記入する場合は、令和7年中に支払いがあった保険料の支払額を該当する欄に記入し、控除額を記入してください。
 - 住宅借入金等特別控除の適用がある場合、住宅借入金等特別控除の額、可能額、適用数、居住開始年月日、控除区分、年末残高を記入してください。
 - 配偶者(特別)控除の適用を受けている場合、配偶者の合計所得を記入してください。
 - 控除対象配偶者・源泉控除対象配偶者もしくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のフリガナ、氏名及びマイナンバーを記入してください。非居住者の場合は、区分欄に○を付けてください。
 - 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降のマイナンバーを記入し摘要欄に氏名を記入してください。
 - 前職分を合算している場合は、前職名および前職分の支払金額等を記入してください。
 - 普通徴収の場合は、総括表及び普通徴収仕切紙に記載している理由の記号(A～F)を記入してください。記入がない場合は特別徴収となります。
 - 未成年者、外国人、乙欄、本人控除(障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生)等で該当するものがある場合は、該当する欄に○を記入してください。
 - 就職・退職について、該当するものがある場合は該当する欄に○を付し、その年月日を記入してください。
 - 年号の該当する欄に○を付し、生年月日は正確に記入してください。
 - 支払者の法人番号又は個人事業主の個人番号を記入し、支払者の所在地等を記入してください。
- 【新規項目】**
- 「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。
※親族等の合計所得金額58万円以下の場合は、123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

給与支払報告書提出時チェックリスト

★はよくある修正内容ですので再確認をお願いします

提出物		
<input type="checkbox"/> 総括表	<input type="checkbox"/> 仕切紙	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書
総括表		
<input type="checkbox"/> 未記載事項がないか		
★ <input type="checkbox"/> 納入書の送付について、必要なのに不要としていないか		
<input type="checkbox"/> 給与支払者の情報に変更は生じていないか		
給与支払報告書		
★ <input type="checkbox"/> 最新の様式を使用しているか		
<input type="checkbox"/> 1月1日時点の住所地へ送付しているか		
<input type="checkbox"/> 氏名・フリガナ・生年月日を正確に記載しているか		
<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)を記載しているか		
<input type="checkbox"/> 就・退職年月日を明記しているか(切替申請書は必ず提出してください)		
★ <input type="checkbox"/> 就職の場合は、前職の情報を記載しているか		
★ <input type="checkbox"/> 住宅借入金特別控除の額に数字があるのに、特別控除可能額が未記載ではないか		
確 認 事 項	・取得対価の額と年末残高を比較し、低い金額で計算の上、特別控除可能額を算出しなければならない。	
	・原則、控除対象初年度または前年度の特別控除可能額を超えることがない。	
	・借換えでの増額の場合は、新たに確定申告が必要。	
	・住宅借入金等特別控除の要件として、12月31日時点において、住宅ローン等を利用してい る居住用家屋に居住している必要あり。特別な理由(転勤等)がある場合においては、税務署 へその旨の届出が必要。	
★ <input type="checkbox"/> 本人控除のひとり親及び寡婦を誤って○を付けていないか		
ひとり親控除の要件		
①婚姻していないこと		
②生計を一にする子がいること		
→子の所得が48万円以下で他人の扶養親族や同一生計配偶者になっていないこと		
→子以外は対象外(弟妹、孫など)		
③合計所得が500万円以下であること		
※男女問わず上記を満たす場合は控除対象になる		
寡婦控除の要件		
①婚姻歴があること(未婚NG)		
②再婚していないこと		
③合計所得が500万円以下であること		
④寡婦理由が離婚の場合は扶養親族がいること(扶養親族がいなければ控除対象外)		
⑤寡婦理由が死別の場合は扶養親族がいなくても対象となる		
※控除対象は女性のみ		